

静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第41号

静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（県費負担教職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認等)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、当該職員に係る定年から5年を減じた年齢とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第13条、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第14条又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料及び管理職手当の月額に対する地域手当並びに管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員についての職員の給与に関する条例第11条第3項、静岡県教職員の給与に関する条例第12条第3項又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例第11条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員」とする。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合にお

いて、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときその他人事委員会規則で定める場合は、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長の承認）

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該休業時間の延長を承認することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

（人事委員会規則への委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年1月4日から施行する。